

過疎地域自立・活性化のための新立法措置に関する意見書

過疎地域の活性化については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域振興特別措置法及び平成2年の過疎地域活性化特別措置法に基づき各種対策が実施され、さらに過疎からの自立促進として、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業により、道路、上下水道、福祉施設などの生活基盤整備等が図られ、一部では観光や地域資源を活かした産業振興での成果があがっているところである。

しかしながら、過疎地域の現状は、過疎などという生やさしい状況ではなく、高齢化や産業の衰退で地域社会の活力が極端に低下しており、仕事はもとより、買い物、交通など日常生活そのものが成り立たず、全国で2,000もの集落が今まさに消滅の危機に瀕している。また、耕作放棄地が増え、森林の荒廃も進み、例えば棚田の耕作放棄により地すべりが多発するなどの国土保全上放置できない事例も報告され、さらに医師不足という、まさに命に関わる問題も深刻化している。

このように過疎地域には、今後も解決すべき多くの課題が残されており、現行過疎地域自立促進特別措置法の平成22年3月の失効後においても、なお一層の強力な施策の必要性を痛感しているところである。

このような現況下で、「地域間の共生」こそ、我が国のグランドデザインの大きな柱とすべきであるとの考えの下、今後も地域の自立・活性化を促進するため、我々自身の自主的な努力は当然として、さらに国をあげての支援措置が不可欠である。

よって、過疎地域の自立・活性化のため、平成22年度を初年度とする新たな立法措置を講じられるよう関係機関に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

岐阜県郡上市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣